

# RaMS (ラムズ)

Refrigerant Management System(冷媒管理システム)

## 省令49条業者のための 簡単利用ガイド

# 目次

• システムの利用・業者登録.....	<u>3</u>
• 利用料金精算方法.....	<u>10</u>
• 処理依頼の送付と証明書の回付.....	<u>14</u>
• その他.....	<u>28</u>
• 記録表、報告書の作成.....	<u>29</u>
• 登録情報の変更・編集.....	<u>33</u>
• 利用料金（ポイント）.....	<u>36</u>

# システムの利用 業者登録

- RaMS(冷媒管理システム) へのアクセス。
- システムを利用するには最初に業者 (=利用者) 登録が必要。

## JRECOホームページ

JRECOのホームページから、  
RaMS(冷媒管理システム)  
にアクセス。  
業者登録をして、システムの  
利用を始めます。

## システムログイン画面

[RaMS-ex \(RaMS Excel export\)](#)

ログインID

パスワード

ログイン

ログインIDとパスワードは、下の各登録を行う際にご利用者が自ら独自に決めていただきます。

下記の各登録並びに登録内容の修正・編集は無料です。

実際に機器の運用管理を行う管理者・廃棄者の事業所や取次者、点検技術業者、充填回収業者、及び解体工事元請業者、機器引取業者の登録を行います。



事業所登録

管理者・廃棄者と充填回収業者の本社等の統括管理部署を登録します。統括部署において直接機器の運用管理も行う場合には、事業所としてもご登録ください。



統括部署登録

破壊業者や再生業者はこちらにご登録ください。



破壊・再生業者登録

省令49条で規定される業者（旧省令7条業者）はこちらにご登録ください。



省令49条業者登録

パスワードをお忘れの方は、右のアイコンをクリックして再設定してください。

注) IDは再発行できません！



パスワード再設定



RaMSご利用ガイド/  
取扱説明/操作解説動画



よくある質問



機器管理番号シール  
ご購入申し込み



ログブックの機器情報  
登録代行サービス案内



登録充填回収業者一覧



省令49条・破壊・再生  
業者一覧



お問い合わせ

ログイン画面の『省令49条業者登録』をクリックします。

お知らせ

2023/09/01

[機能追加・変更](#)

「フロン類GWP告示」の改正を受けて、  
本年10月2日に冷媒のGWP値を変更し

## 省令49条業者情報 新規登録

省令49条業者の新規登録をおこなってください  
 \* がついている項目はかならず入力してください

### 利用料金精算方法 \*

注) 選択方法Aからは1度はBに変更できますが、  
 Bを選択後はAへの変更はできません。

- A. 予め指定口座に預けた金額から利用のつど料金を引き落とす。
- B. 各事業所宛の請求書に基づき、利用料金を指定口座に振込む。

請求書はメールで発行し、紙では発行しません。精算方法詳細は別紙の注意事項をよくお読みください。

A.預け金払い、B.請求書払いから精算方法を選択します。詳細は『**利用料金精算方法**』に記載。

### ログインID \*

英数半角(4文字~10文字)

### パスワード \*

英数半角(4文字~10文字)

### 確認用パスワード \*

英数半角(4文字~10文字)

『注意事項』をクリックして内容を確認します。

### ユーザ名 \*

(システムを操作する方)  
 (ログイン後、画面の上部に表示される入力者名)

ログインIDとパスワードは利用者が決めます。  
 IDとPWはいつでも変更出来ます。

### Email \*

### 確認用Email \*

### 会社名・法人名 \*

利用料金精算方法で請求書払いを選択の場合、請求書の宛名はこちらになります。

### 代表者名

### 郵便番号 半角数字




ユーザ名はログイン時メニュー画面の上部に表示されます。

### 住所1 \*

都道府県名から入力

### 住所2 \*

番地以降はこちらで入力してください

### 電話 \* 半角数字

電話 * 半角数字	<input type="text"/>
Fax 半角数字	<input type="text"/>
会社情報公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開する 事業所名、住所、電話番号、FAX番号を省令49条・破壊・再生業者一覧公開します。
JRECOからの情報提供メールを受取る	<input checked="" type="checkbox"/> 受取る
認定許可番号 *	<input type="text"/>

年度当初保管量  導入時の既処理量

年度当初保管量情報(2022年4月1日から2023年3月31日)

年度	2022			
	CFC	HCFC	HFC	合計
保管量(kg)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	0.00

戻る

### 精算方法決定時に確認すべき事項

**RaMSの利用料金の支払方法**

- あらかじめ指定口座に入金した預け金から、利用のつど料金を引き落とす。(従来からの支払い方法)
- 各事業所が利用した金額を、毎月初めに事業所宛に送信される前月末日付請求書に基づき、同月末までに事業所の指定口座に振込む。(注:統括部署には本項目は選択肢にありません。)
- 各事業所が利用した金額を、毎月初めに統括部署宛に送信される前月末日付請求書に基づき、同月末までに統括部署の指定口座に振込む。(注:Cを選択した統括部署と統括関係にあるC選択の事業所であって、統括部署、支払対象リンクを設定した事業所が本項目による支払方法となります。なお、管理者・廃業者と充填回収業者以外の業種には統括部署の設定はありませんので、Cは選択できません。)

「指定口座」については、画面上部のヘッダーの「指定口座」をクリックしてください。

**注意事項**

- Aの「あらかじめ指定口座に入金した預け金から引き落とす」方法は従来からの支払い方法であり、利用金額が預け金の金額を超える有償サービスはご利用になれません。預け金は銀行へのお振込みにて追加入金できます。振込手数料は利用者様負担となります。
- Bの請求書に基づく振込みは、各事業所にてご利用戴いた有償サービスの料金を毎月末に集計し、同末日付で事業所がログインしたRaMS画面に請求書、内訳明細を表示して事業所宛に電子メールで通知しますので、請求書発行日の翌月末までに事業所の指定口座に請求金額をお振込み戴きます。書面による請求書の発送は致しません。また振込料金は利用者様負担となります。
- Cの請求書に基づく振込みは、各事業所にてご利用戴いた有償サービスの料金を毎月末に集計し、同末日付で統括部署がログインしたRaMS画面に請求書、内訳明細を表示し

印刷

保管量(kg)     0.00

戻る

すべての情報を入力したら登録画面下部の『確認画面へ』をクリックします。

「精算方法決定時に確認すべき事項」のサブ画面が表示されます。  
内容を確認して同画面下部の『注意事項を承諾して精算方法を決定する』をクリックします。

会社情報公開	公開する
JRECOからの情報提供メールを受取る	受取る
認定許可番号	Jreco49

年度当初保管量  導入時の既処理量

年度当初保管量情報(2022年4月1日から2023年3月31日)

年度	2022			
	CFC	HCFC	HFC	合計
保管量(kg)				0.00

確認画面下部の『新規登録』をクリックします。

確認

冷媒管理システム利用規約

■個人情報の取扱いについて

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構/JRECO情報処理センター プライバシーポリシー

制定：平成27年2月1日

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構/JRECO情報処理センター（略称：JRECO）は、プライバシーポリシーを以下のように定め、個人情報の適切な保護に努めます。

◆個人情報の収集  
JRECOは、冷媒管理システムの申込者から提出される情報を必要な範囲で収集します。個人情報を収集する際は、その目的を明示するとともに、提供者の意思に基づくことを原則とします。

◆個人情報の利用  
JRECOは、提出いただいた個人情報を、以下の目的の範囲内で利用します。  
また、提供いただいた個人情報は、特段の事情がある場合を除き、本人の同意なく第三者へ開示提供することはありません。

1. システム利用者の登録・管理
2. システム利用者の更新等の管理・連絡

「冷媒管理システム利用規約」のサブ画面が表示されます。内容を確認して同画面下部の『同意する』をクリックして事業所登録が完了します。またクリックと同時にログイン状態のメインメニュー（次項）が表示されます。



## 省令49条業者のメインメニュー画面

## 省令49条業者登録情報編集画面

年度	CFC	HCFC	HFC	合計
2022				0.00

メインメニューの『ログイン者登録情報』をクリックすると登録情報 編集画面が表示され事業者コード (Mに9桁の数字) が確認できます。  
 業者登録の入力時点では、事業者コードは表示されません。  
 業者登録が完了すると固有の事業者コードがシステムから付与されます。

# 利用料金精算方法

- A. 預け金(ポイント)による精算方法
- B. 事業所宛て請求書による精算方法

## 省令49条業者情報 新規登録

省令49条業者の新規登録をおこなってください

\* がついている項目はかならず入力してください

**利用料金精算方法 \***

注) 選択方法Aからは一度はBに変更できますが、  
Bを選択後はAへの変更はできません。

- A. 予め指定口座に預けた金額から利用のつど料金を引き落とす。
- B. 各事業所宛の請求書に基づき、利用料金を指定口座に振込む。

請求書はメールで発行し、紙では発行しません。精算方法詳細は別紙の**注意事項**をよくお読みください。

『注意事項』をクリックしてサブ画面の「精算方法決定時に確認すべき事項」をよく読んで確認願います。

省令49条業者情報 新規登録画面で  
A. 預け金(ポイント)による精算方法  
B. 事業所宛て請求書による精算方法  
から利用料金精算方法を選択します。

## A. 預け金による精算方法

予め指定口座に預けた金額（ポイント：1ポイント=1円）から利用のつど料金を引き落とす精算方法です。

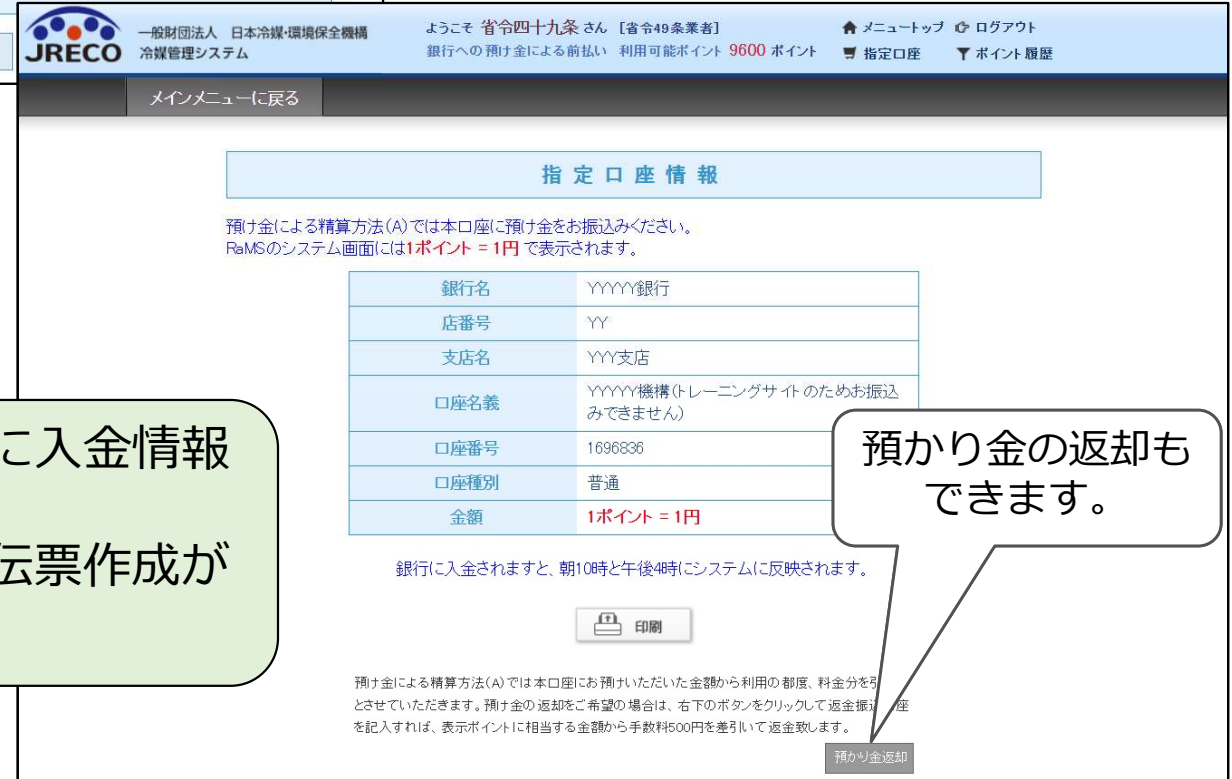
メインメニュー上部の『指定口座』をクリックすると預け金の振込先口座情報が表示されますので、この指定口座に預け金を入金します。

この口座はログインしている事業所専用の口座です。

自動引き落とし、他社への振込、振替などには利用出来ません。



現在利用可能なポイント（残高）が表示されています。



預かり金の返却もできます。

システムには午前10時と午後4時に入金情報にもとづきポイントが入ります。午前9時に入金しておけば、当日の伝票作成が可能です。

預け金による精算方法(A)では本口座にお預けいただいた金額から利用の都度、料金を引かせていただきます。預け金の返却をご希望の場合は、右下のボタンをクリックして返金振込口座を記入すれば、表示ポイントに相当する金額から手数料500円を差し引いて返金致します。

預かり金返却

## B. 事業所宛て請求書による精算方法

事業所宛の請求書に基づき、利用料金を指定口座に振込む精算方法です。

利用月末日付けで請求書(pdf)が発行され、翌月1日に通知メールに添付され届きます。

メインメニューの『請求書または未入金(不足金)通知』をクリックすると、請求書やその明細等が閲覧できます。

添付ファイルとして請求書が付いています。  
注) 明細書はメールへの添付はしません。



# 処理依頼の送付 と 証明書への回付

- 充填回収業者が回収した冷媒を引取ります。
- 省令49条業者は破壊・再生業者へ処理依頼します。
- 処理が完了すると再生・破壊業者から再生・破壊証明書が交付されます。

ここでは充填回収業者から引取り後、再生業者に処理を依頼した場合を例示していますが、破壊業者に処理を依頼した場合も同様です。

F票

伝票番号 A00004076  
 交付年月日 2023-10-17

引取証明書(写)

■廃棄する機器の所有者等  
 廃棄

機器所有者等の氏名又は名称	JRECO 東京営業所(株)	廃棄する機器がある又はあった施設(建物)名	JRECO 東京芝公園ビル
上記の住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8A	上記の住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8A
系統名	屋上		
担当者	部署名 設備管理部	氏名	慈英 令子
電話番号	0357335311	FAX番号	
廃棄する機器の種類及び台数	建物解体(含む修繕・模様替え)の有無		
エアコンディショナー 1台	解体(修繕等)なし		
冷蔵庫及び冷凍機器 0台			
フロン類の引渡し先	第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する		
フロン類の処理方法	再生希望		

■第一種フロン類充填回収業者

第一種フロン類充填回収業者登録番号	11223344	登録都道府県	東京都
フロン類引取りの終了又は充填ゼロの確認をした年月日	引取証明書又は承諾書		

## 充填回収業者による回収したフロンの引取依頼

充填回収業者が行程管理票のF票「回収フロン処理証明書(処理の記録)」に回収容器番号と処理区分『省令49条』を入力して、回収したフロンの引取依頼をします。

回収フロン処理証明書(処理の記録)

■回収冷媒等\*

フロンの種類の内訳

	R	回収量(kg)	回収容器番号	区分	R	回収量(kg)	回収容器番号	区分
■回収量等		10.00	J-R402A	省令49条▼				----
フロン類回収量	R402A ▼			----				----
下記のとおりフロン類				----				----
				----				----
				----				----
				----				----
				----				----
				----				----
				----				----

■処理方法及び処理量

	CFC(kg)	HCFC(kg)	HFC(kg)	計(kg)
--	---------	----------	---------	-------



充填回収業者

充填回収業者が処理区分で『省令49条』を選択すると省令49条業者の名称などを入力する欄が表示されます。充填回収業者は履歴や事業所コードなどから省令49条業者を選択、入力します。



充填回収業者



### 回収フロン処理証明書(処理の記録)

■回収冷媒等\*

フロンの種類の内訳

R	回収量 (kg)	回収容器番号	区分	R	回収量 (kg)	回収容器番号	区分
R402A	10.00	J-R402A	省令49条				

■処理方法及び処理量

	CFC(kg)	HCFC(kg)	HFC(kg)	計(kg)
1: 50条ただし書き再生				
2: 破壊				
3: 再生				
4: 省令49条業者認定管理センター		10.00		10.00
5: 保管				

■省令49条業者名称 処理業者が選択出来ない場合は、処理業者がこのシステムに登録していない可能性があります。関係業者へは登録して頂くようお願いいたします。

名称*	<input checked="" type="radio"/> 全部から選択 <input type="radio"/> 履歴から選択 <input type="radio"/> 認定許可番号から選択 <input type="radio"/> 事業所コードから選択 <input type="button" value="検索"/>		
名称*	省令四十九条(株)		
認定許可番号	Jreco49		
住所	〒105-0011	住所1 東京都港区芝公園	住所2 4-9-10
電話番号	0123456789	FAX番号	0123456789
省令49条業者引渡年月日*	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/> <input type="button" value="入力日の日付を記入"/>		

■コメント欄 …コメント内容を残したい場合は、上書きしないで追加して記載してください



	CFC		HCFC		HFC		計	
	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
エアコンディショナー			1	10.00			1	10.00
冷蔵機器及び冷凍機器								
計			1	10.00			1	10.00
銘板に記載されている充填量			1	10.00			1	10.00
フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因				要因				

### 回収フロン処理証明書(処理の記録)

#### ■回収冷媒等

フロンの種類の内訳							
R	回収量(kg)	回収容器番号	区分	R	回収量(kg)	回収容器番号	区分
R402A	10.00	J-R402A	省令49条				

#### ■処理方法及び処理量

	CFC(kg)	HCFC(kg)	HFC(kg)	計(kg)
1:50条ただし書き再生				
2:破壊				
3:再生				
4:省令49条業者認定管理センター		10.00		
5:保管				

#### ■省令49条業者名称

名称	省令四十九条(株)		
認定許可番号	Jreco49		
住所	〒105-0011 東京都港区芝公園4-9-10		
電話番号	0123456789	FAX番号	0123456789
省令49条業者登録日	2023-10-17		

■コメント欄  
コメント

戻る 充填回収業者 **完了**

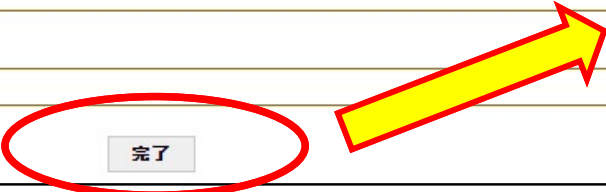
充填回収業者は入力後「確認画面」に進み、内容を確認したら『完了』をクリックして引取の依頼をします。

**dev.jreco.jp の内容**

F票引取証明書(写)を完了しますか？

また、省令四十九条(株)に対して、X票(処理依頼書)を送付しますか？

OK キャンセル



省令四十九条(株)様

▼フロン類再生・破壊依頼書 (X票)

<https://dev.jreco.jp/test/freon/proc/edit/8823045434/r4vKC/>

JRECO 保全サービス(株)様が発行した上記 URL の処理依頼書 (X票) をご確認の上、処理方法 (破壊、再生) を選択し、破壊業者または再生業者の情報を入力してください。  
なお、依頼先の破壊、再生業者が RaMS に登録されていない場合は、RaMS による依頼はできません。

破壊、再生業者の情報を入力後、「確認画面へ」をクリックして確認画面へ進み、下部の「交付」ボタンをクリックしてください。

上記操作により、改めて処理依頼表 (X票) が破壊、再生業者に発行されます。

このメールは配信専用のアドレスで配信されております。

このメールを一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構に返信頂いても、返信内容の確認およびご返答ができません。

あらかじめご了承ください。

-----  
一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

〒105-0011

充填回収業者から再生・破壊依頼書 (X票) が送付されたことのお知らせするメールが送信されます。

ここでは充填回収業者から引取り後、再生業者に処理を依頼した場合を例示していますが、破壊業者に処理を依頼した場合も同様です。

このメールのURLをクリックして再生・破壊依頼書 (X票) の内容を確認します。処理方法と処理業者を選択し、送付ボタンをクリックして再生・破壊依頼書 (X票) を処理業者に再送付します。

メインメニュー

ログイン者の登録業種: 省令49条業者    前回ログイン: 2023-10-18 09:00:43

行程管理票 (含、再生・破壊管理票)    作成、送付・回付、閲覧、再発行

行程管理処理票一覧

報告書、記録    作成、閲覧

報告書作成・閲覧

## 最終処理票一覧

伝票番号

充填回収業者     処理業者

回収容器番号

引渡年月日  2023 ▾ 9 ▾ 20 ▾ ~ 2023 ▾ 10 ▾ 20 ▾

送付年月日  2023 ▾ 9 ▾ 20 ▾ ~ 2023 ▾ 10 ▾ 20 ▾

日付  指定しない(登録された全件を表示)

左記の伝票番号、充填回収業者、  
処理業者、送付日などから  
検索出来ます。

検 索

---

1件~1件(合計:1件)

No	伝票番号	元伝票番号	区分	状態	引渡 年月日	送付 年月日	充填回収業者名	処理業社名	操作
1	A00004094-E001		省令49条	送付前	2023-10-18		JRECO 保全サービス	省令四十九条	表示   放棄

また、送付された再生・破壊依頼書はメインメニューの「行程管理処理票一覧」からでも内容の確認ができます。  
 (「表示」をクリックすると再生・破壊依頼書の画面に移ります。)

X票

伝票番号 A00004094-E001

省令49条業者送付年月日

## フロン類再生・破壊依頼書

■第一種フロン類充填回収業者

第一種フロン類充填回収業者登録番号	11223344	登録都道府県	東京都
フロン類引取りの終了又は充填ゼロの確認をした年月日	2023-10-18	引取証明書又は確認証明書の交付年月日	2023-10-18
第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称	JRECO保全サービス(株)	回収技術者氏名	馬橋 朱音
上記の住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8		
担当責任者	部署名	氏名 宮近 耀	
電話番号	0357335312	FAX番号	

再生依頼書です。  
 ここで、処理方法と処理業者を選択します。  
 「再生」を選択すると再生業者選択画面が表示されますので、業者を選択し、「確認画面へ」をクリックします。

■回収冷媒等(引取時)

フロンの種類の内訳

R	回収量(kg)	回収容器番号	区分	R	回収量(kg)	回収容器番号
R32	30.00	J-R32-B				

■処理方法及び処理量

	CFC(kg)	HCFC(kg)	HFC(kg)	計(kg)
破壊				
再生			30.00	30.00

■省令49条業者名称

名称\*  (株)

認定許可番号 Jreco49

住所 〒105-0011 住所検索 住所1 東京都港区芝公園 住所2 4-9-10

電話番号 0123456789 FAX番号 0123456789

引取終了年月日\* 2023-10-20 入力日の日付を記入

送付年月日\* 2023-10-20 入力日の日付を記入

■回収冷媒等\*

フロンの種類の内訳

R	回収量(kg)	回収容器番号	区分	R	回収量(kg)	回収容器番号
	30.00	J-R32-B	再生			
R32						

■再生業者名称

処理業者が選択出来ない場合は、処理業者がこのシステムに登録していない可能性があります。関係業者へは登録して頂くようお願いする必要があります。

全部から選択  履歴から選択  認定許可番号から選択  事業所コードから選択

名称\* Jreco 再生フロン(株)

認定許可番号 253621475

住所 〒107-0052 住所1 東京都港区赤坂 住所2 4-5-8

電話番号 222222222 FAX番号

再生業者引渡年月日\* 2023-10-20 入力日の日付を記入

■コメント欄

一時保存

確認画面へ

ページトップ

■回収冷媒等

フロン種類の内訳

R	回収量 (kg)	回収容器番号	区分	R	回収量 (kg)	回収容器番号	区分
R32	30.00	J-R32-B	再生				

■処理方法及び処理量

	CFC(kg)	HCFC(kg)	HFC(kg)	計(kg)
破壊				
再生			30.00	30.00

■省令49条業者名称

名称	省令四十九条(株)		
認定許可番号	Jreco49		
住所	〒105-0011 東京都港区芝公園4-9-10		
電話番号	0123456789	FAX番号	0123456789
引取終了年月日	2023-10-20	送付年月日	2023-10-20

■再生業者名称

名称	Jreco 再生フロン(株)		
認定許可番号	253621475		
住所	〒107-0052 東京都港区赤坂4-5-8		
電話番号	222222222	FAX番号	
再生業者引渡年月日	2023-10-20		

■コメント欄

コメント

戻る 再送付

## 精算方法：A方式の場合

### dev.jreco.jp の内容

ポイント消費が行われます。  
49条第1号業者X票発行：110ポイント

Jreco 再生フロン(株)に対して、X票を再送付しますか？

なお、このフロン類再生・破壊依頼書に関してはここで完了します。

日付の入力を確認してください。「OK」ボタンを押すと、変更・取り消しは出来ません。

OK

キャンセル

## 精算方法：B方式の場合

### dev.jreco.jp の内容

利用料として下記ポイントが今月末締め請求書に加算されます。  
49条第1号業者X票発行：110ポイント

Jreco 再生フロン(株)に対して、X票を再送付しますか？

なお、このフロン類再生・破壊依頼書に関してはここで完了します。

日付の入力を確認してください。「OK」ボタンを押すと、変更・取り消しは出来ません。

OK

キャンセル

「再送付」ボタンを押すとメッセージが表示されますので、「OK」ボタンを押して再生業者へ再生依頼書を送付します。このとき100+税ポイントが消費されます。

## 最終処理票一覧

伝票番号	A00004094	
充填回収業者		処理業者
回収容器番号		
引渡年月日	<input checked="" type="radio"/> 2023-9-20 ~ 2023-10-20	
送付年月日	<input type="radio"/> 2023-9-20 ~ 2023-10-20	
日付	<input type="radio"/> 指定しない(登録された全件を表示)	

左記の伝票番号、充填回収業者、処理業者、送付日などから検索出来ます。

検 索

1件~2件(合計:2件)

No	伝票番号	元伝票番号	区分	状態	引渡 年月日	送付 年月日	充填回収業者名	処理業社名	操作
1	A00004094-E002 <small>(親伝票:A00004094-E001)</small>		再生	送付前	2023-10-20		JRECO 保全サービス	Jreco 再生フロン	表示
2	A00004094-E001		省令49条	再送付完了	2023-10-18	2023-10-20	JRECO 保全サービス	省令四十九条	表示   破棄   再発行

行程管理処理票一覧に再生・破壊依頼書の再送付が完了したことで、再生業者に引渡したことが登録されます。

Jreco 再生フロン(株)様

▼フロン類再生・破壊依頼書 (X 票)

[https://dev.jreco.jp/test/freon/proc/edit/6694171144/Jr9v\\_/](https://dev.jreco.jp/test/freon/proc/edit/6694171144/Jr9v_/)

省令四十九条(株)様が発行した上記URLの処理依頼書 (X 票) をご確認の上、再生作業を行ってください。

再生作業が終了しましたら、再生量、台数、引取日、再生日、再生証明書送付年月日を入力後、「確認画面へ」をクリックして確認画面へ進み、下部の「送付」ボタンをクリックしてください。

上記操作により、再生証明書 (Z 票) が省令四十九条(株)様に送付されます。

このメールは配信専用のアドレスで配信されております。

このメールを一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構に返信頂いても、返信内容の確認およびご返答ができません。

あらかじめご了承ください。

-----  
一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

〒105-0011

再生・破壊依頼書が送付されたことをお知らせするメールが再生業者に送信されます。

再生業者はこのメールのURLをクリックして再生依頼内容を確認します。再生処理が完了したら、送付ボタンをクリックして再生証明書を省令49条業者に交付します。

省令四十九条(株)様

▼再生証明書 (Z 票)

<https://dev.jreco.jp/test/freon/proc/edit/6694171144/KsQzt>

Jreco 再生フロン(株)様より上記 URL の再生証明書 (Z 票) が送付されました。

上記 Z 票の内容をご確認の上、「回付」ボタンをクリックしてください。

上記操作により、再生証明書 (Z 票) が JRECO 保全サービス(株)様に回付されます。

このメールは配信専用のアドレスで配信されております。

このメールを一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構に返信頂いても、返信内容の確認およびご返答ができません。

あらかじめご了承ください。

-----  
一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

〒105-0011

東京都港区芝公園 2-5-8 機械振興会館 4F 406-8

再生業者から再生証明書が送付されたことをお知らせするメール  
が送信されます。

**このメールのURLをクリックして再生証明書を確認します。**



## 最終処理票一覧

伝票番号

充填回収業者  処理業者

回収容器番号

引渡年月日  2023-9-20 ~ 2023-10-20

送付年月日  2023-9-20 ~ 2023-10-20

日付  指定しない(登録された全件を表示)

左記の伝票番号、充填回収業者、  
処理業者、送付日などから  
検索出来ます。

検 索

1件~2件(合計:2件)

No	伝票番号	元伝票番号	区分	状態	引渡年月日	送付年月日	充填回収業者名	処理業社名	操作
1	A00004094-E002 <small>(親伝票:A00004094-E001)</small>		再生	省令49条業者に送付	2023-10-20	2023-10-20	JRECO保全サービス	Jreco 再生フロン	表示
2	A00004094-E001		省令49条	再送付完了	2023-10-18	2023-10-20	JRECO保全サービス	省令四十九条	表示   破棄   再発行

行程管理処理票一覧にて、再生業者から再生証明書が送付されたことが確認できます。

送付された再生・破壊証明書を充填回収業者へ回付するには、「表示」をクリックすると、再生・破壊証明書の確認画面に移ります。

Z票

伝票番号 A00004094-E002

省令49条業者送付年月日  
再生業者送付年月日

## 再生証明書

**■ 第一種フロン類充填回収業者**

第一種フロン類充填回収業者登録番号	11223344	登録都道府県	東京都
フロン類引取りの終了又は充填ゼロの確認をした年月日	2023-10-18	引取証明書又は確認証明書の交付年月日	2023-10-18
第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称	JRECO保全サービス(株)	回収技術者氏名	馬橋 朱音
上記の住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8		
担当責任者	部署名	氏名	宮近 耀
電話番号	0357335312	FAX番号	

**■ 回収冷媒等(引取時)**

フロン種類の内訳						
R	回収量(kg)	回収容器番号	区分	R	回収量(kg)	回収容器番号
R32	30.00	J-R32-B	再生			

**■ 回収冷媒等**

フロン種類の内訳									
R	回収量(kg)	回収容器番号	区分	再生年月日	R	回収量(kg)	回収容器番号	区分	再生年月日
R32	30.00	J-R32-B	再生	2023-10-20					

**■ 処理方法及び処理量**

	CFC(kg)	HCFC(kg)	HFC(kg)	計(kg)
破壊				
再生			30.00	30.00

**■ 処理方法及び処理量**

	CFC(kg)	HCFC(kg)	HFC(kg)	計(kg)
破壊				
再生			30.00	30.00

**■ 省令49条業者名称**

名称	省令四十九条(株)		
認定許可番号	Jreco49		
住所	〒105-0011 東京都港区芝公園4-9-10		
電話番号	0123456789	FAX番号	0123456789
省令49条業者引渡年月日	2023-10-18	引取終了年月日	2023-10-20
送付年月日	2023-10-20		

**■ 再生業者名称**

名称	Jreco 再生フロン(株)		
認定許可番号	253621475		
住所	〒107-0052 東京都港区赤坂4-5-8		
電話番号	222222222	FAX番号	
再生業者引渡年月日	2023-10-20	引取終了年月日	2023-10-20
送付年月日	2023-10-20		

**■ コメント欄**

コメント

一覧へ戻る
回付

再生業者から送付された再生証明書。「回付」を押すと充填回収業者へ回付されます。

**dev.jreco.jp** の内容

JRECO保全サービス(株)に対して、Z票再生証明書を回付しますか？

OK
キャンセル

行程管理処理票一覧にて、充填回収業者に再生証明書が送付されたことが確認できます。

**最終処理票一覧**

伝票番号

充填回収業者  処理業者

回収容器番号

引渡年月日  2023-9-20 ~ 2023-10-20  2023-9-20 ~ 2023-10-20

送付年月日  2023-9-20 ~ 2023-10-20

日付  指定しない(登録された全件を表示)

左記の伝票番号、充填回収業者、処理業者、送付日などから検索出来ます。

1件~2件 (合計:2件)

No	伝票番号	元伝票番号	区分	状態	引渡年月日	送付年月日	充填回収業者名	処理業社名	操作
1	A00004094-E002 <small>(親伝票:A00004094-E001)</small>		再生	充填回収業者に送付	2023-10-20	2023-10-20	JRECO 保全サービス	Jreco 再生フロン	表示
2	A00004094-E001		省令49条	再送付完了	2023-10-18	2023-10-20	JRECO 保全サービス	省令四十九条	表示   破棄   再発行

さらに廃棄者が再生証明書の内容確認を完了しますと、「回付完了」と表示されます。

**最終処理票一覧**

伝票番号

充填回収業者  処理業者

回収容器番号

引渡年月日  2023-9-20 ~ 2023-10-20  2023-9-20 ~ 2023-10-20

送付年月日  2023-9-20 ~ 2023-10-20

日付  指定しない(登録された全件を表示)

左記の伝票番号、充填回収業者、処理業者、送付日などから検索出来ます。

1件~2件 (合計:2件)

No	伝票番号	元伝票番号	区分	状態	引渡年月日	送付年月日	充填回収業者名	処理業社名	操作
1	A00004094-E002 <small>(親伝票:A00004094-E001)</small>		再生	回付完了	2023-10-20	2023-10-20	JRECO 保全サービス	Jreco 再生フロン	表示
2	A00004094-E001		省令49条	再送付完了	2023-10-18	2023-10-20	JRECO 保全サービス	省令四十九条	表示   破棄   再発行

# その他

1. 記録表、報告書の作成
2. 登録情報の変更・編集
3. 利用料金（ポイント）

# 記録表、報告書 の作成

- 「報告書作成、閲覧」ボタンでいつでも記録表、報告書の出力が可能

## 省令49条業者の報告書作成

メインメニュー

ログイン者の登録業種: 省令49条業者 前回ログイン:2023-10-18 09:00:43

行程管理票(含、再生・破壊管理票) 作成、送付・回付、閲覧、再発行

行程管理処理票一覧

報告書、記録 作成、閲覧

報告書作成・閲覧

事業所登録 新規登録、登録閲覧、変更

ログイン者登録情報

副ユーザー、準ユーザー登録

ログアウト

メインメニューから、「報告書作成・閲覧」をクリックします。

## 報告書

年度を選択後、報告書を作成してください

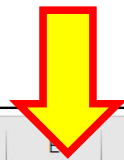
種類  記録表  報告書

対象年 2023 04 01 ~ 2023 10 19

対象期間を指定することで、その期間内の記録表をCSVデータにて出力することができます。

戻る

作成



	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
1	冷媒の種類 [CFC]												
2	会社名：省令四十九条(株)												
3			フロン類引取り			再生業者への引渡し				破壊業者への引渡し			
4	No	導入年月日	引取年月日	引取を求めた充填回収業者の氏名・名称	量(kg)	引渡し年月日	氏名・名称	量(kg)	引渡し年月日	氏名・名称	量(kg)		
5	1		2023/10/18	JRECO保全サービス(株)	50	2023/10/19	Jreco 再生フロン(株)	0	2023/10/18	Jreco 破壊処理工業(株)	50		
6	2		2023/10/19	保全サービス西日本(株)	5			0	2023/10/19	Jreco 破壊処理工業(株)	5		
7		合計			55			0			55		
8													
9	冷媒の種類 [HCFC]												
10	会社名：省令四十九条(株)												
11			フロン類引取り			再生業者への引渡し				破壊業者への引渡し			
12	No	導入年月日	引取年月日	引取を求めた充填回収業者の氏名・名称	量(kg)	引渡し年月日	氏名・名称	量(kg)	引渡し年月日	氏名・名称	量(kg)		
13	1		2023/10/17	JRECO保全サービス(株)	10	2023/10/18	Jreco 再生フロン(株)	10			0		
14	2		2023/10/18	JRECO保全サービス(株)	20	2023/10/19	Jreco 再生フロン(株)	20	2023/10/18	Jreco 破壊処理工業(株)	0		
15	3		2023/10/19	保全サービス西日本(株)	50	2023/10/19	Jreco 再生フロン(株)	50			0		
16		合計			80			80			0		
17													
18	冷媒の種類 [HFC]												
19	会社名：省令四十九条(株)												
20			フロン類引取り			再生業者への引渡し				破壊業者への引渡し			
21	No	導入年月日	引取年月日	引取を求めた充填回収業者の氏名・名称	量(kg)	引渡し年月日	氏名・名称	量(kg)	引渡し年月日	氏名・名称	量(kg)		
22	1		2023/10/13	保全サービス西日本(株)	10			0	2023/10/16	Jreco 破壊処理工業(株)	10		
23	2		2023/10/16	JRECO保全サービス(株)	20	2023/10/19	Jreco 再生フロン(株)	20			0		
24	3		2023/10/19	保全サービス西日本(株)	8			0	2023/10/19	Jreco 破壊処理工業(株)	8		
25		合計			38			20			18		
26													

## 報告書

年度を選択後、報告書を作成してください。

対象年を指定することで、その期間のフロン類取扱量に関する報告書をCSVデータにて出力することができます。

種類  記録表  報告書

対象年  年度

戻る

作成

	A	B	D
1	郵便番号：105-0011		
2	住所：東京都港区芝公園4-9-10		
3	氏名：省令四十九条(株)		
4	代表者：省 令		
5	電話番号：0123456789		
6	認定許可番号：Jreco49		
7			
8	CFC		
9		(1)引き取った量 55.00 kg	15
10		(2)年度当初に保管していた量 0.00 kg	16 HCFC
11		(3)フロン類再生業者に引き渡した量 0.00 kg	17 (1)引き取った量 80.00 kg
12		(4)フロン類破壊業者に引き渡した量 55.00 kg	18 (2)年度当初に保管していた量 0.00 kg
13		(5)年度末に保管していた量 0.00 kg	19 (3)フロン類再生業者に引き渡した量 80.00 kg
14			20 (4)フロン類破壊業者に引き渡した量 0.00 kg
			21 (5)年度末に保管していた量 0.00 kg
			22
			23
			24 HFC
			25 (1)引き取った量 38.00 kg
			26 (2)年度当初に保管していた量 0.00 kg
			27 (3)フロン類再生業者に引き渡した量 20.00 kg
			28 (4)フロン類破壊業者に引き渡した量 18.00 kg
			29 (5)年度末に保管していた量 0.00 kg
			30



# 登録情報の変更・編集

- 代表者が変更になった場合など、業者登録データの変更が出来ます。
- その事業者に付与された事業者コードは変更できません。

メインメニュー

ログイン者の登録業種: 省令49条業者 前回ログイン:2023-10-18 09:00:43

行程管理票(含、再生・破壊管理票) 作成、送付・回付、閲覧、再発行

行程管理処理票一覧

報告書、記録 作成、閲覧

報告書作成・閲覧

事業所登録 新規登録、登録閲覧、変更

ログイン者登録情報

副ユーザー、準ユーザー登録

ログアウト

メインメニューから、「ログイン者登録情報」をクリックします。

**省令49条業者情報 編集**

省令49条業者情報の編集をおこなってください  
 \* がついている項目はかかわらず入力してください

**利用料金精算方法 \***

注) 選択方法Aからは1度は日に変更できますが、日を選択後はAへの変更はできません。

A. 予め指定口座に預けた金額から利用のつと料金を引き落とす。

**精算方法を日に変更するにはここをクリック**

作成日	2023-10-17
ログインID *	ログインID/パスワードは変更できます kitazawa25
パスワード *	パスワードを変更する場合は変更するパスワードを入力してください
確認用パスワード *	パスワードを変更する場合はこちらにも変更するパスワードを入力してください
ユーザー名 *	省令四十九条
Email *	kitazawa@jreco.or.jp
確認用Email *	kitazawa@jreco.or.jp
会社名 *	▼ 省令四十九条 (株)▼
代表者名	省 令
郵便番号	105 - 0011 住所検索
住所1 *	東京都港区芝公園
住所2 *	番地以降はこちらで入力してください 4-9-10
電話 *	0123456789
Fax	0123456789
会社情報公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開する 事業所名、住所、電話番号、FAX番号を省令49条・破壊・再生業者一覧に公開します。
JRECOからの情報提供メールを受取る	<input checked="" type="checkbox"/> 受取る
認定許可番号 *	Jreco49
事業者コード	本システムの事業者コードとなります。この番号は変更する事はできません。 事業者コード M251468366

年度当初保管量 導入時の既処理量

年度当初保管量情報(2022年4月1日から2023年3月31日)

年度	2022 ▼			
	GFC	HCFC	HFC	合計
保管量(kg)	[ ]	[ ]	[ ]	0.00

[戻る](#) [確認画面へ](#)

ログインID、パスワードをはじめここに表示されている項目は**事業者コード**を除いて全て変更出来ます。

# 利用料金（ポイント）

- システムの利用者としての業者登録は無料。
- データの閲覧・出力（印刷）は無料。
- 省令49条業者は再生・破壊業者に処理依頼書を発行するときに利用料金がかかります。

# ご利用料金について

## (処理依頼書、破壊・再生証明書作成時)

項目	支払者	内容	ポイント
回収依頼書 再発行・破棄	廃棄者又は取次者 又は充填回収業者	最初に行程管理票の回収依頼書を発行する時、 伝票の再発行及び破棄の時	100+税
再生証明書	再生処理業者	再生証明書を送付する時	100+税
破壊証明書	破壊処理業者	破壊証明書を送付する時	100+税
<b>再生・破壊依頼書</b>	<b>省令49条業者</b>	<b>左記の業者が再生・破壊依頼書を発行する時</b>	<b>100+税</b>

# 利用実績（ポイント履歴）

A. 預け金方式では利用可能なポイント残高が表示されます。  
 B. 請求書方式では当月利用実績ポイントが表示されます。

『利用実績（ポイント履歴）』をクリックすると、ポイントの利用実績（履歴）の明細が表示されます。

[戻る](#) | [ポイント引渡し](#) | [インボイス出力\(PDF\)](#)

### ポイント履歴

表示取引期間: 2023-9-19 ~ 2023-10-19

注)インボイス出力(PDF)では、表示取引期間内に貴事業所がRaMSをご利用されてJRECOが受領した金額の一覧を出力します。  
 (2023年10月1日以降のご利用分で、下記「区分」に「利用」と表示されている取引が出力対象となります。)

1件~7件(合計:7件)

No	取引年月日	区分	内容	詳細	利用金額 (利用ポイント) (単位:円)	残高 (残ポイント) (単位:円)
1	2023-10-19 16:12	利用	行程管理票49条第1号業者×票発行	依頼業者名: JRECO保全サービス(株)	1	9,594
2	2023-10-19 16:11	利用	行程管理票49条第1号業者×票発行	依頼業者名: 保全サービス西日本(株)	1	9,595
3	2023-10-19 16:10	利用	行程管理票49条第1号業者×票発行	依頼業者名: 保全サービス西日本(株)	1	9,596
4	2023-10-19 16:10	利用	行程管理票49条第1号業者×票発行	依頼業者名: 保全サービス西日本(株)	1	9,597

## RaMS導入により・・・

1. 利用は簡単、管理は安心・確実！法令遵守！
2. クラウドシステムでの効率的運用でコストセーブ！
3. DX、データ活用でフロン排出抑制・環境に貢献！
4. お客様の満足度もアップ！



JRECO冷媒管理システム RaMS（ラムズ）のお問合せ先  
一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

電話：03-5733-5311

E-mail：[contact@jreco.or.jp](mailto:contact@jreco.or.jp)

〒105-0011東京都港区芝公園3-5-8機械振興会館406-2

